



## 第2回

# 経常一般財源って何？の巻

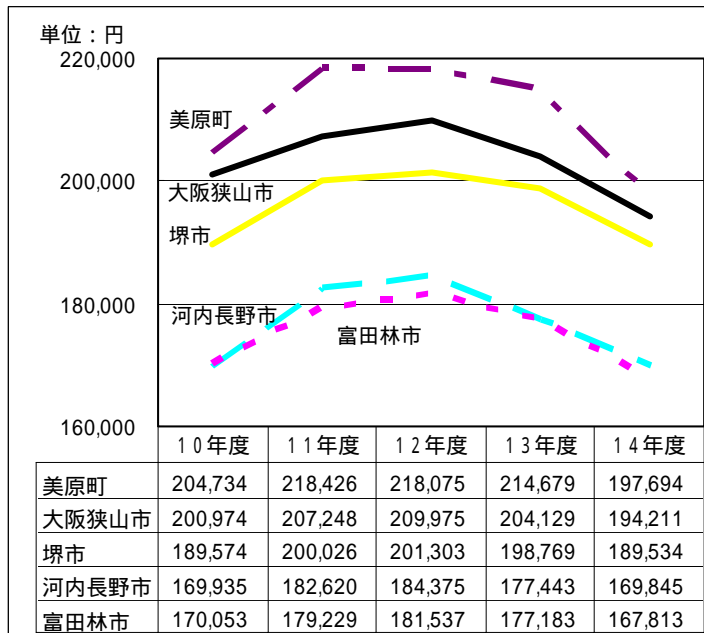
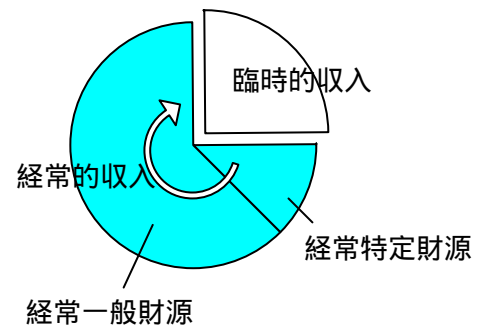
前回は、市の収入の中から義務的・固定的経費にどれだけ使ったかを計る「経常収支比率」から財政を見ました。

今回は「経常的収入」の中の「経常一般財源」について説明します。

市の収入には、毎年決まって入ってくる経常的収入と、そうでない臨時的な収入とがあります。これらをさらに、「特定財源」と「一般財源」に分けることができます。使い道があらかじめ決まっている収入を「特定財源」といい、特に決まっていないものを「一般財源」といいます。

特に使い道の決められていない経常的収入は「経常一般財源」といい、財政の自由度を見るうえで重要となります。

例えば、ある中学生のA君は毎月1000円のおこづかいをもらっているとします。ある月A君は、参考書を買うようにと言われ、別に5000円をもらいました。A君は今、おこづかいと合わせて、いつもより多い6000円をもっていますが、先月と比べて余裕ができたわけではありません。このように総額で判断するのではなく、入ってくるお金の性質に注目することによって使い道の自由度が見えてきます。



【資料】地方財政状況調査

(注)地方交付税(普通交付税)とは、国の税金の一部が毎年市町村へ配分されるもので、全国どのまちでも必要最小限の行政サービスを受けることができるよう交付されるものです。

(「広報おおさかさやま」平成16年9月号抜粋)